**著作権法施行令第二条第一項第二号に掲げる団体等に関する**

**登録様式**

**（全部で３ページあります。）**

（協会記入欄　受付日：　　　年　　月　　日）

Ⅰ　基礎情報

１．団体名等

|  |  |
| --- | --- |
| 団体等名称 |  |
| 主な活動場所 | 都道府県：　　　　　　市町村：最寄駅，地域，地区名等： |
| 代表者 |  |
| 代表者連絡先 | ※電話番号，E-mailアドレスのいずれか又は両方を御記載下さい（E-mailアドレスはフリーメールアドレスでもかまいません）。 |
| 連絡担当（サイトには掲載しません。） | 氏名：電話番号：E-mail： |

※本様式に御記載いただいた個人情報は、著作権法施行規則（昭和四十五年文部省令第二十六号）第二条の四の規定に基づくウェブサイトへの掲載及びこれに関する連絡等の事務の目的に限り利用いたします。

２．事業内容

1. 具体的な提供事業の内容

[ ] 　拡大図書の制作

[ ] 　録音図書（カセットテープ，ＣＤ等）の制作

[ ] 　録音図書（ＤＡＩＳＹ）の制作

[ ] 　マルチメディアＤＡＩＳＹ図書の制作

[ ] 　解説音声の作成

利用する著作物の種類

[ ] 　映画　[ ] 放送番組　[ ] その他（　　　　　　　　　　　　　）

[ ] その他（具体的に：　　　　　　　　　 　　　　　　　 　　　　　）

1. 提供事業を受ける人数の想定規模：　　　　人
2. 具体的な提供方法

[ ] 　貸出

[ ] 　利用者の要請に応じて制作・譲渡（各自の持ち込み）

[ ] 　特定多数への譲渡

 ④　メールの送信について

[ ] 　メールの送信を行わない

[ ] 　メールの送信を行う

⑤　インターネットの使用について

[ ] 　インターネットを用いない

[ ] 　インターネットを用いる（インターネット上へのアップロード等）

Ⅱ　技術的能力及び経理的基礎について

[ ] ①　視覚障害者等のための複製又は公衆送信を的確かつ円滑に行うことができる技術的能力及び経理的基礎を有していますか。

（※１）複製と公衆送信（インターネットへの掲載，メール送信等）の両方を行う場合でも，複製だけ行う場合でも対象になります。

（※２）「技術的能力」としては，視覚障害者等のニーズに対応して，適切に，書籍等の音訳・拡大写本・電子データ化等を行うことができる人材・機器等を有することを想定しています。実施する事業規模・内容等に応じて，相応の人的・物的体制を有していれば問題ありません。

（※３）「経理的基礎」としては，安定的・継続的に活動できる財産・収入等を有することを想定しています。黒字経営であることや，自治体から補助金等を受けていること，外部監査を受けていることなどを求めるものではありません。

②　視覚障害者等のための複製又は公衆送信を適正に行うために必要な著作権法に関する知識を有する職員が置かれていますか。

　[ ] 　文化庁主催の著作権セミナーや各種講習会に参加している。

　[ ] 　障害者団体主催の研修会等に参加している。

　[ ] 　司書等の資格を有する者がいる。

　[ ] 　その他

（※４）「著作権法に関する知識を有する職員」としては，文化庁主催の著作権セミナーや各種講習会，障害者団体が行う研修会等を通じて著作権法（第３７条第３項を含む。）に関する基礎的な知識を習得している者を想定しています。また，例えば，司書等の資格を有する者も対象に含まれるものと考えています。

③　情報を提供する視覚障害者等の名簿を作成していますか（当該名簿を作成している第三者を通じて情報を提供する場合にあっては，当該名簿を確認していますか）。

　[ ] 　自らの団体等において名簿を作成している。

　[ ] 　第三者を通じて情報提供する場合は，第三者において作成されている名簿の存在を確認している。

　　※　第三者を通じて情報提供する場合，第三者として想定される者は次のうちどれですか。

　　　[ ] 　国会図書館やサピエ図書館　[ ] 　その他（　　　　　　　　）

（※５）障害者手帳や医師の診断書，専門家の意見書等により，視覚障害者等であることを適切に確認した上で名簿に登録し，登録した者に対してのみ，録音図書等を提供することを想定しています。

（※６）なお，上記の括弧書きでは，ボランティア団体等が，直接，視覚障害者等に情報提供を行うのではなく，第三者を通じて視覚障害者等への情報提供を行う場合には，当該第三者が作成している名簿の存在を確認することを規定しています（国会図書館やサピエ図書館等の名簿を作成していることが明らかな者に対しては，名簿の存在について確認の連絡をする必要はありません）。